

王寺町観光協会主要イベント企画運営業務に関する 委託仕様書（案）

1. 業務名称

王寺町観光協会主要イベント企画運営に関する業務委託（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

本業務は、王寺町の様々なイベントを通じて、王寺町の魅力を発信していく。また、令和8年2月11日に王寺町制が施行100周年を迎えることから、今年度は記念した特別イベント（歴史リレー講座や鉄道サミット等）を開催することで、王寺町のにぎわいを創出するとともに100周年を迎えることができた喜びを共有し、王寺町のさらなる認知度向上を目指す。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月20日(金)までとする。

4. 委託上限額

7,500,000円（消費税を含む。）を限度とする。

業務完了確認後、全額を払うものとする。

5. 委託業務内容

以下の(1)～(4)の業務を実施する。

なお、本業務の実施にあたっては、王寺町観光協会（以下「観光協会」という。）に加え、関係者と十分に協議及び調整すること。また、昨年から継続して実施しているイベント等は観光協会HPやSNS等で情報収集したうえで提案すること。

(1) 王寺オリーブ収穫祭の開催等

概要 王寺町の特産物であるオリーブ。生産企業であるヤマトファーム株式会社と連携し、オリーブ収穫祭を開催する。併せて、明神山山頂でマルシェを開催し、他団体のウォーキングイベントともコラボし、町内のにぎわいを創出する。また、本収穫祭に関して効果的なプロモーションを行い、さらなる認知度向上を目指す。

開催場所 明神山麓及び山頂

開始時期 令和7年10月25日（土）

委託内容

(i) 企画・運営

- ・実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化(トータルコーディネート)すること。
- ・下記【特記事項】に記載の内容を盛り込んだイベントの企画調整及び設営を行うこと。また、催行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。ただし、観光協会が保有しているのぼり等の備品は、観光協会と事前に協議をした上で使用を可能とする。

【特記事項】

- ・麓については、収穫体験やオリーブオイルの試飲販売などを盛り込み提案すること。なお、オリーブ事業者「ヤマトファーム株式会社」に再委託してもよい。
- ・山頂マルシェは、国産オリーブオイルのイメージ（上品・高級）にあった装飾等を提案すること。
- ・マルシェ出店者は、観光協会と協議をしながら決定していくものとし、受託者が王寺町あるいはオリーブ収穫祭に適した店舗（キッチンカーも可）を提案してもよいものとする。
 - ▶令和6年実績(店舗7、キッチンカー3)
Boina Malana、pain doux en、神名、二上スパイス、IP Kitchen、お菓子のアトリエ、Amitie、おにぎり屋 ひといき、OGASPA、彩 kitchen
- ・観光協会が誘致した奈良新聞社主催の「しんきん大和路健康ウォーク」（800人規模）の来場を見込んだ会場レイアウトを提案すること。

(ii) プロモーション

- ・事前広報用のチラシ、ポスター等（デザインを含む）を制作すること。（ベースデザインあり）
- ・各種メディアやSNS等（広告を含む）を活用しながら効果的なプロモーションを行うこと。なお、観光協会も町広報紙「王伸」や町公式サイト、観光協会ホームページ、町及び観光協会公式SNS等において情報発信する。

【特記事項】

- ・観光協会は町公式マスコットキャラクター「雪丸」のドローンをマルシェ会場で飛行させる。受託者はこの機会を活用した本イベントのプロモーションにつながるようなコンテンツ（動画作成など）を提案すること。
- ・ドローンに関する費用は観光協会が負担する

(2)【王寺町制施行 100 周年記念】歴史リレー講座特別記念講演の開催等

概要 毎月第3日曜に開催している歴史講座で、毎月様々なテーマで各回著名な講師を迎え、奈良の歴史文化を学ぶ講演を行っている。令和7年(2025)3月に町の大切な地域資源・観光資源である明神山が、文化庁の国登録記念物(名勝地関係)に登録されたことから、更なる明神山の価値を高める講演を行い、王寺町の歴史も振り返りながら、王寺町の魅力について知識を深める講演会とする。

開催場所 王寺町文化福祉センター 大ホール

開催時期 令和7年11月3日(月・祝)

委託内容

(i) 企画・運営

- ・実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化(トータルコーディネート)すること。
- ・進行表(シナリオ)の制作や関係者との打ち合わせ(リハーサル)、会場設営および舞台転換等を行うこと。また、催行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。
- ・事前申込制とし、申込受付や申込者の整理、当落通知連絡など全般を行うこと。
- ・講演の記録映像の録画等を行うこと。
- ・当日配架する資料やパンフレット類の準備・封入作業、及びアンケートの集計・分析作業を行うこと。
- ・駐車場及び会場等での来場者の誘導・整理を行うこと。

【特記事項】

- ・講師は委託者が事前に日程調整を行っている下記の者とする。
 - ▶特別講演会講師 作家 今村翔吾氏、作家 玉岡 かおる氏
- ・講演会の構成は、午後開催とし、基調講演(各30分程度)2名、作家対談(60分程度)とする。
- ・本講演会の司会者及び作家対談のコーディネーターは観光協会と相談のうえ決定するが、受託者からも提案してもよい。
- ・講師やコーディネーターの謝礼及び、飲食接待費等を含むその他諸経費も合わせて費用を算出すること。なお、詳細な金額等については、各所に問い合わせのうえ見積を行ってください。
- ・明神山の役割そして現在の価値について来場者へ伝えることが目的である。

(ii) プロモーション

- ・事前広報用のチラシ、ポスター等(デザインを含む)を制作すること。
- ・各種メディアやSNS等(広告を含む)を活用しながら効果的なプロモーションを行うこと。なお、観光協会も町広報紙「王伸」や町公式サイト、観光協会ホームページ、町及び観光協会公式SNS等において情報発信する。

(3) 王寺森のスコールの開催

概要 王寺町と上牧町にまたがる「陽楽の森」という里山がある。この地は令和5年（2023）に奈良県で初めて「奈良セブンの森」に認定され整備活動を行うとともに、地域の集まる場としても注目をしている地である。また、OJICHO WOOD PROJECTの一環で、森の学校「王寺森のスコール」での体験を通じて、陽楽の森の認知度向上及び森に対しての学びを提供し、里山に賑わいを創出することを目指す。

開催場所 陽楽の森

開始時期 令和8年1月24日（土）を予定

委託内容

(i) 企画・運営

- ・実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化（トータルコーディネート）すること。
- ・下記【特記事項】に記載の内容を盛り込んだイベントの企画調整及び設営を行うこと。また、催行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。ただし、観光協会が保有しているのぼり等の備品は、観光協会と事前に協議をした上で使用を可能とする。
- ・事前申込制とし、申込受付や申込者の整理、当落通知連絡など全般を行うこと。
- ・当日、駐車場での誘導及び整理を行うこと。

【特記事項】

- ・森ならではの自然体験や子どもでも楽しめるアウトドアコンテンツなどを提案すること。なお、当日の運営は森の管理者である「（一社）大和森林管理協会」に再委託してもよい。

(ii) プロモーション

- ・事前広報用のチラシ、ポスター等（デザインを含む）を制作すること。（ベースデザインあり）
- ・各種メディアやSNS等（広告を含む）を活用しながら効果的なプロモーションを行うこと。なお、観光協会も町広報紙「王伸」や町公式サイト、観光協会ホームページ、町及び観光協会公式SNS等において情報発信する。

(4) 【王寺町制施行 100 周年記念】 S Lリニューアルお披露目式典及び鉄道サミット in 王寺の開催等

概要 かつて関西本線を走っていたD51形蒸気機関車895号機（S L）は、舟戸児童公園に静態保存されており、令和6年（2024）3月に王寺町指定文化財に指定された。今年度、S Lの塗装改修等を行い、鉄道のまち 王寺のシンボルとして生まれ変わったS Lのリニューアル式典を執り行う。また、鉄道とともに発展してきた王寺町であるが、町そして鉄道の未来について語り合う鉄道サミットを開催し、王寺町の魅力を再確認するとともに次の100年を考える契機とする。

開催場所 舟戸児童公園及び王寺町地域交流センター

開催時期 令和8年3月14日（土）

委託内容

(i) 企画・運営

- ・実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化（トータルコーディネート）すること。
- ・進行表（シナリオ）の制作や関係者との打ち合わせ（リハーサル）、会場設営および舞台転換等を行うこと。また、催行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。
- ・駐車場及び会場等での来場者の誘導・整理を行うこと。
- ・PR 動画の作成
- ・当日配架する資料やパンフレット類の準備・封入作業及び、アンケートの集計・分析作業を行うこと。

【特記事項】 S Lリニューアルお披露目式典

- ・司会者は観光協会が事前に調整を行っている下記の者とする。
 - ▶司会進行 町観光・広報大使 原田 年晴 氏
- ・S L（一部でも可）を覆うことが可能な白布及び式典用品一式を手配し、除幕式を行えるようにすること。
- ・音響機材等は必要に応じ手配すること。
- ・オープニングにて、音楽コンサート（1～2 曲）を実施する。演奏者は観光協会にて調整する。

【特記事項】 鉄道サミット in 王寺

- ・鉄道サミット in 王寺は事前申込制とし、申込受付や申込者の整理、当落通知連絡など全般を行うこと。
- ・講師は観光協会が事前に調整を行っている下記の者とする。
 - ▶基調講演講師 鉄道デザイナー 川西 康之 氏
- ・構成は午後開催とし、基調講演（各40分程度）、パネルディスカッション（60分程度）とする。
- ・開演時に音楽コンサート（2～3 曲）を実施する。演奏者は観光協会にて調整する。
- ・パネルディスカッションのコーディネーターは観光協会と相談のうえ決定とする。
- ・鉄道関連で集客につながるようなコンテンツを提案してもよい。
- ・講師の謝礼及び、飲食接待費等を含むその他諸経費も合わせて費用を算出すること。

(ii) プロモーション

- ・事前広報用のチラシ、ポスター等（デザインを含む）を制作すること。
- ・各種メディアやSNS等（広告を含む）を活用しながら効果的なプロモーションを行うこと。
なお、観光協会も町広報紙「王伸」や町公式サイト、観光協会ホームページ、町及び観光協会公式SNS等において情報発信する。

6. 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本協会と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、適宜、原則王寺町地域交流センターにて定期ミーティングを行い、受託者は終了後速やかに、受託者の負担において会議録を提出すること。

7. その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化（トータルコーディネート）すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

本事業に関して事業効果検証を実施し、事業終了後速やかに業務完了報告書を作成のうえ、提出すること。

8. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、事前に観光協会の承諾がある場合に限り、第三者に再委託できる。

(2) 成果品の利用及び著作権

- ① 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本協会に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、本著作物に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

観光協会は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に観光協会に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。